

## 資料 4

# 第4次上尾市図書館サービス計画 (案)

〔令和8（2026）年度～令和12（2030）年度〕

上尾市教育委員会



# 目次

第1章 第4次計画の位置づけ .....	1
1.計画の背景.....	1
1.1.国内の公立図書館を取り巻く環境 .....	1
1.2.本計画策定の経緯 .....	1
2.計画の概要.....	2
2.1.計画の位置づけ .....	2
2.2.計画期間 .....	2
2.3.計画の構成 .....	3
3.上尾市図書館の現状と課題.....	3
3.1.サービスの現状と課題 .....	3
3.2.施設の現状と課題 .....	6
3.3.運営の現状と課題 .....	7
3.4.新しい図書館利用のかたちと今後の展望 .....	8
第2章 基本理念・基本方針 .....	9
1.基本理念 .....	9
2.基本方針 .....	9
2.1 第3次計画の継承 .....	9
2.2.基本方針 .....	9
第3章 サービス計画項目 .....	11
1.基本方針Ⅰ 図書館の基本機能の充実 .....	11
1.1.図書館資料の収集等.....	11
1.2.図書館資料の組織化.....	11
1.3.貸出 .....	11
1.4.閲覧 .....	11
1.5.予約・リクエスト.....	12
1.6.複写 .....	12
1.7.行政関係 .....	12
2.基本方針Ⅱ 多様なニーズに応えるサービスの提供.....	13
2.1.レファレンスサービス.....	13
2.2.レフェラルサービス（案内紹介サービス） .....	13
2.3.情報検索サービス等.....	13
2.4.ビジネス支援 .....	13

2.5. 子育て・教育 .....	14
2.6. 健康・医療、福祉 .....	14
2.7. 法律・司法手続き .....	14
2.8. 高齢者サービス .....	14
2.9. 障害者サービス .....	15
2.10. 多文化サービス .....	15
3. 基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援 .....	16
3.1. 乳幼児・保護者サービス .....	16
3.2. 児童サービス .....	16
3.3. 青少年サービス .....	16
3.4. 子どもの読書活動支援 .....	16
3.5. 若者の自立支援 .....	17
3.6. 学習活動の支援 .....	17
3.7. 情報活用能力向上支援 .....	17
3.8 ボランティア活動支援 .....	17
4. 基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備 .....	18
4.1. 学習活動環境の整備 .....	18
4.2. 運営 .....	18
4.3. 職員体制 .....	18
4.4. 施設・設備 .....	18
4.5. 安全管理 .....	19
<b>第4章 計画の推進体制 .....</b>	<b>21</b>
1. 計画の進行管理 .....	21
1.1. 計画の実行及び評価対象 .....	21
1.2. 進行管理 .....	21
2. 運営状況の評価 .....	22
2.1. 利用に関するモニタリング .....	22
2.2. 自己点検評価 .....	22
2.3. 第三者評価（総合評価） .....	22
3. 計画の進行に関する情報提供 .....	23
<b>参考資料 .....</b>	<b>i</b>
<b>用語解説 .....</b>	<b>ii</b>

### **★計画書内の表示等について★**

- 『第4次上尾市図書館サービス計画』は、文中では「第4次計画」又は「本計画」と表記します。
- 引用する計画書や参考文献、報告書の名称は、二重鍵括弧『 』で表示します。
- 引用文や独特な言い回しなどについては、鍵括弧「 」で表示します。
- 必要と思われる用語等の補足については、括弧（ ）で表示します。
- 補足の必要な内容は、適宜脚注（番号は上付アラビア数字で示す）を挿入しています。
- 文中の用語については、必要に応じて巻末の「用語解説」を設けています。

# 第1章 第4次計画の位置づけ

## 1. 計画の背景

### 1.1. 国内の公立図書館を取り巻く環境

国内の公立図書館を取り巻く社会環境は、大きく変化しつつあります。少子高齢化の進行や人生 100 年時代の到来により、地域社会のつながりが弱まり、孤立や情報格差が課題となっています。ICT の進展や生成 AI の普及によって情報へのアクセスは容易になりましたが、情報リテラシーの格差や不読率の上昇<sup>1</sup>といった新たな問題も生じています。さらに、SDGs の目標期限である令和 12（2030）年が近づく中、持続可能な社会の実現が求められており、心身の健康や生きがいを重視する「ウェルビーイング」への関心も高まっています<sup>2</sup>。

こうした状況の中、公立図書館には、従来の「本を貸す場所」を超えた役割が期待されています。誰もが安心して利用できる知の拠点として、ICT や生成 AI を活用した利便性の向上に加え、情報格差の解消や学び直しの支援、高齢者や子どもたちの居場所づくりなど、多様な世代のニーズに応えることが求められています。図書館は、地域の暮らしを支え、人々の生活の質を高める「知」と「情報」の拠点として今後ますます重要な役割を担っていくことが期待されています。

### 1.2. 策定の経緯

上尾市図書館では、図書館の基本的な運営方針として、これまでに『上尾市図書館サービス計画』（平成 22~27 年度、以下「第 1 次計画」という。）、『第 2 次上尾市図書館サービス計画』（平成 28~令和 2 年度、以下「第 2 次計画」という。）、『第 3 次上尾市図書館サービス計画』（令和 3~7 年度、以下「第 3 次計画」という。）を策定し、図書館サービスの充実を図ってきました。

第 3 次計画では、これまでの計画を刷新し、上尾市図書館協議会（以下、「図書館協議会」という。）の答申『上尾市図書館の今後の在り方について』（以下、「今後の在り方」という。）で示された 10 年後までに目指すべき将来像「気軽・身近・居心地の良い図書館」の実現に向けた前期 5 か年計画として策定しました。

第 4 次計画は、目指すべき姿への総仕上げのための後期 5 か年計画として、適切かつ必要な施策を実行していく必要があります。このため、前計画の内容との一貫性を守りつつ、社会環境の変化や、市民アンケート<sup>3</sup>や利用者アンケート<sup>4</sup>などにより市民ニーズの動向も的確に捉えながら、必要な見直しを検討し、策定作業にあたっています。

<sup>1</sup> 文化庁の令和 5(2023)年度「国語に関する世論調査」（全国 16 歳以上の個人を対象）では、1 年間に 1 冊も本を読まなかった人の割合が 62.6% に達し、過去最高となった（5 年ごとの調査。H20 46.1%→H25 47.5%→H30 47.3%）。

<sup>2</sup> ウェルビーイング（Well-being）自体は、100 年ほど前に提唱された概念で、1946 年の WHO（世界保健機関）憲章で定義づけされたことで世界的に広まった。2015 年の国連総会で採択された SDGs の宣言文の中で身体的・精神的・社会的にウェルビーイングな社会と目指す方向性が盛り込まれたことで、より浸透してきた。

<sup>3</sup> 図書館サービス計画策定に際し、5 年ごとに実施するアンケート。令和 7(2025) 年度は、4 月 1 日～4 月 30 日まで実施。調査対象は上尾市在住の市民 3,000 人（18 歳以上、地域バランスを考慮して無作為抽出）、有効回答数 1,026 件、回答率 34.2%。

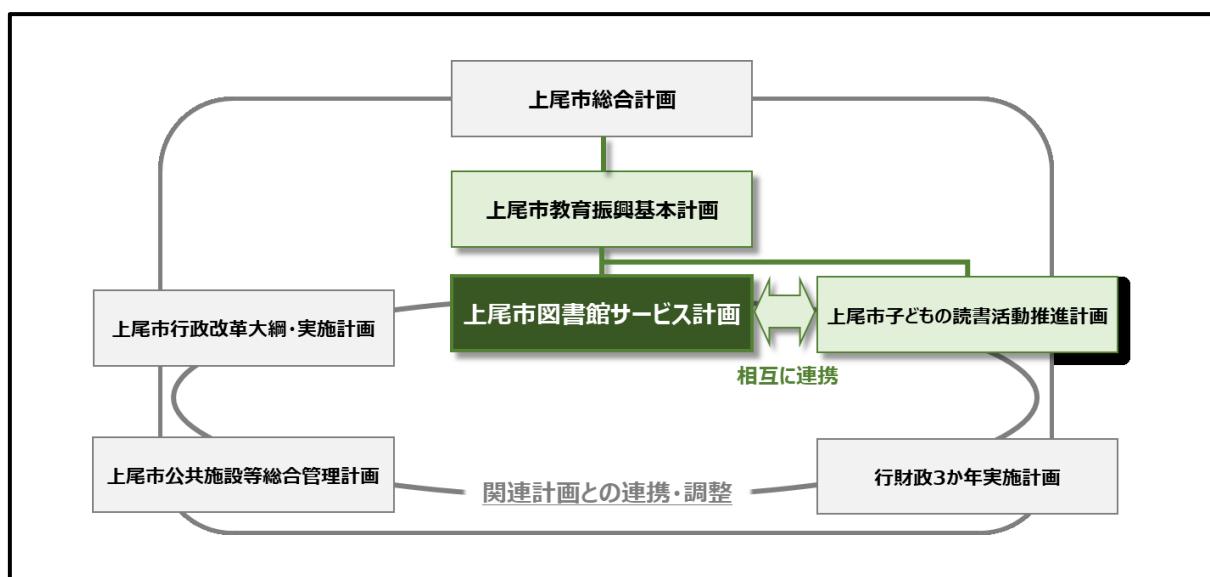
<sup>4</sup> 毎年年度当初に実施している利用者モニタリング調査。令和 7(2025) 年度は、5 月 1 日～6 月 1 日まで実施し、回答数は 1,924 件。結果は上尾市図書館ウェブサイト上で公表している。

## 2. 計画の概要

### 2.1. 計画の位置づけ

本計画は、『図書館法』（昭和 25 年法律第 118 号）及び『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号。以下「望ましい基準」という。）に基づき、上尾市図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針<sup>5</sup>として策定するものです。

策定にあたっては、『上尾市総合計画』や教育行政の方向性を示した『上尾市教育振興基本計画』などの上位計画を踏まえるとともに、『生涯学習振興基本計画』及び『上尾市子どもの読書活動推進計画』との連携に配慮しています。さらに、財政運営に関する『行財政 3 か年実施計画』、公共施設マネジメントに関する『上尾市公共施設等総合管理計画』、行政改革に関する『上尾市行政改革大綱・実施計画』など、関連する市の諸計画との調整も図っています。



【図表 1】計画体系のイメージ

### 2.2. 計画期間

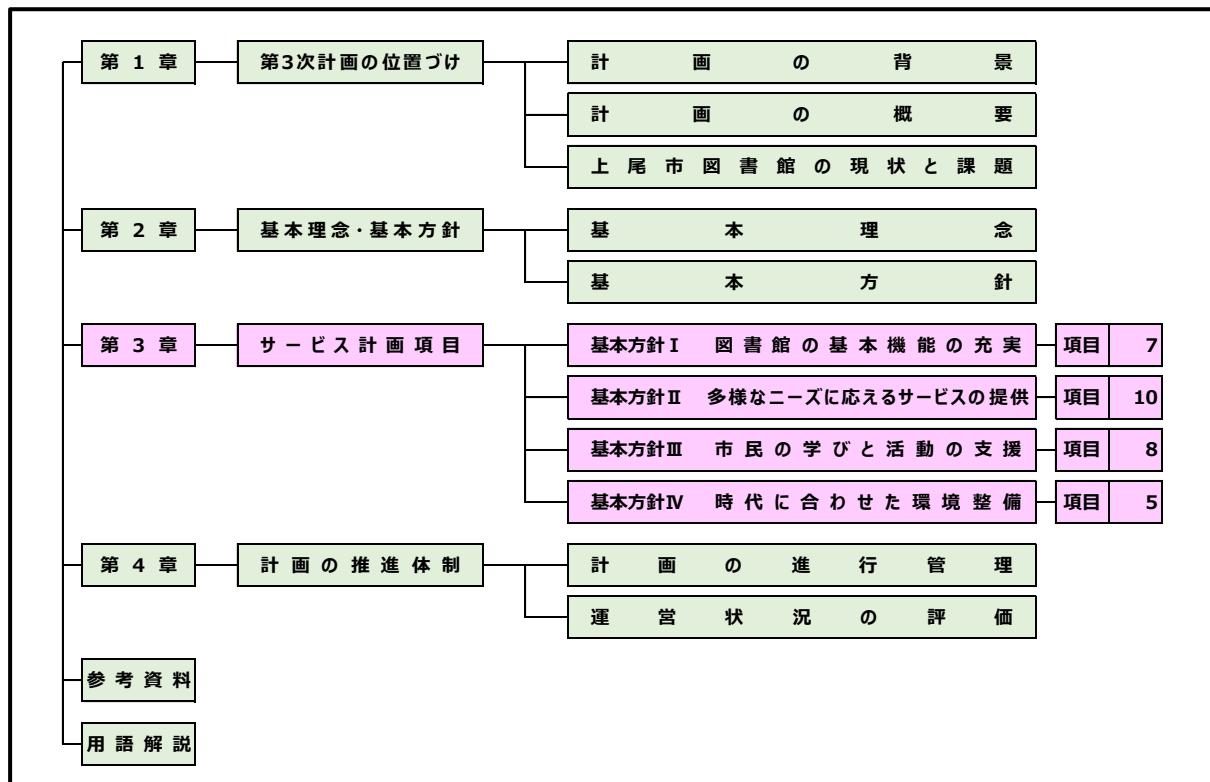
本計画は、令和 8 年度から令和 12 年度まで（2026 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日）の 5 か年を計画期間とします。



<sup>5</sup> 『望ましい基準』では、基本的な運営方針の策定と公表が市町村立図書館の努力目標とされている。前身の『立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』（平成 13 年 7 月 18 日文部科学省告示第 132 号）では、「サービスの計画的な実施及び自己評価等」とされていたもの。

## 2.3. 計画の構成

本計画の全体構成は、【図表 2】のとおりとなります。図中第 3 章のサービス計画項目については、基本方針 I から IV に分類される項目数（計 30 項目）を示しています。



【図表 2】第4次計画の構成

## 3. 上尾市図書館の現状と課題

### 3.1. サービスの現状と課題

#### (1) 図書館資料の収集・組織化・排架・保存

図書館資料の収集及び組織化において、資料の分類は、『日本十進分類法（NDC）新訂 10 版』に準拠しており、目録には検索性に優れた商用 MARC（機械可読式目録）を採用することで、効率性と統一性を確保<sup>6</sup>しています。また、資料の収集については、『上尾市図書館資料収集方針』及び『資料選定基準』に基づき、本館が一元的に管理を行っていますが、これらの基準が現状と合っているかについては、常に検証していく必要があります。

資料収集を本館に集中させることで業務の効率化が進んだ一方で、分館等<sup>7</sup>を含めた市図書館全体

<sup>6</sup> MARC(Machine-Readable Cataloging)が複数の形式で混在した場合、互換性の欠如や運用の複雑化、データの一貫性の低下などの不都合が懸念される。

<sup>7</sup> 「上尾市図書館規則」(平成 18 年 2 月 23 日教育委員会規則第 8 号)第 14 条に基づき、本市図書館の本館を除く分館(大石、上尾駅前、平方、たちばな、瓦葺)、公民館図書室(上平、原市、大谷)を総称して「分館等」としている。

の利用者ニーズの把握と、蔵書構成のバランスをいかに保つかについては継続した課題となっています。第3次計画では、一部の分館等で書架の配架の大幅に見直し、より快適な読書環境の整備を進めましたが、今後も継続して、分館等の機能改善に取り組み、地域に根ざした図書館サービスを充実していく必要があります。

- 令和7年3月末時点における図書館資料数は、図書・雑誌・視聴覚資料を合わせて607,397点となっており、近年は同水準で推移しています。しかし、蔵書のキャパシティには限界があるため、大規模な改修等による書架及び書庫の改善が課題となっています。
- 設備面では、ユニバーサルデザインへの対応が十分ではなく<sup>8</sup>、高齢者や障害のある方にとって利用しやすい箇所が散見されます。本館の改修に伴い、資料の収集・排架・保存の在り方を再検討し、利用者の多様なニーズに応える蔵書構築に努め、誰もが快適に利用できる図書館環境の整備を進めていく必要があります。
- 郷土資料や行政資料などの地域資料は、専用コーナーを設けているものの、体系的な収集が十分とは言えません。多様化する利用者ニーズに的確に応えるためには、市の関係部署や関係機関との連携強化により、収集体制の充実を図るとともに、電子化の推進により収集・保存体制の再構築を進める必要があります。第3次計画では、『上尾市史』など郷土資料をデジタル化し、保存性と利便性の向上を図りましたが、地域の歴史や行政の記録を次世代へ継承するため、さらなる充実と活用促進が求められます。
- 令和7年3月末時点における電子書籍の所蔵数は32,683点となっています。利用者アンケートの結果では、「利用したことがある」と回答した方が約12%、「活用してみたい」と回答した方が約41%にのぼり、今後の利用拡大が期待できます。また、「令和6年度 子供の読書活動の推進等に関する調査研究（電子図書館・電子書籍と子供の読書活動推進に関する実態調査）」によれば、電子書籍サービスを導入している地方公共団体の割合は約35%と着実に普及が進んでいます。このような状況を踏まえると、今後も利用者ニーズに応じたサービスの充実が求められます。

## (2) 貸出・返却・閲覧

- 図書館資料の貸出は、利用者が希望する市内各館で資料の受け取りを可能とするなど、利便性の向上に努めています。返却についても、各館の窓口の他に、上尾駅及び北上尾駅にブックポストを設置するなど、利用者の活動範囲に配慮したサービスを提供しています。一方、自動貸出機・返却機、ICタグなど、ICT活用のための環境が不十分であり、今後一層の整備が求められます。
- 本市図書館の利用者は、広域利用協定により、さいたま市・蓮田市・桶川市・伊奈町の図書館が利用できます。また、埼玉県内の図書館の資料については、相互貸借制度により本市図書館を通じて借りることも可能なほか、「埼玉県内公共図書館等横断検索システム」による相互の補完体制が確立されており、所蔵確認や専門書や希少資料へのアクセスが容易となっています。一方、市民アンケートでは、市民の半数以上がこれら制度を認知していないため、周知やPRが課題となっています。

<sup>8</sup> 2006年にハートビル法(1994年)や交通バリアフリー法(2000年)を統合した「バリアフリー法」が制定され、ユニバーサルデザインの理念が明確に盛り込まれた。このため昭和56(1981)年竣工の本館は、施設面で対応が困難となっている。

□ 本市図書館の資料数は、人口や財政規模、市域面積などで見た他の類似団体<sup>9</sup>と比較して遜色ない規模を保っています。一方で、閉架を含む書庫等の容量は限界に達しており、特に、開架は容量をオーバーしており、収集、排架、保存にも影響が出ている状況です。

### (3) 予約・リクエスト

□ 予約は、Web 予約や電話予約の推進により、利用者の利便性向上を図っていますが、予約件数全体としては、やや減少傾向にあります。市民アンケートでは予約・リクエストのサービスを「利用したことがある」と回答したのが 30%未満にとどまるため、サービスの認知度及び利用促進が今後の課題です。

□ リクエストは、購入や相互貸借により利用者の資料要求に応えており、地域ニーズを反映することで、特色のある蔵書構築にも繋がっています。一方で、極端な蔵書の偏りは、利用者の多様な資料要求を考慮すると望ましくないケースも考えられるため、このバランスが適正に保たれるよう、資料収集方針に基づいた運用をしっかりと行っていく必要があります。

### (4) 情報サービス

□ レファレンスサービスは、生涯学習や地域課題の解決のための情報ニーズの高まりを受け、図書館職員のレファレンスデスクへの定期的な配置や、レファレンス情報紙の発行など地域の情報拠点としての体制整備を進めています。一方で、サービスの利用件数は横ばいであり、市民アンケート結果では「利用したことがある」との回答は約 8%にとどまるなど、まだ認知度が低く、活用促進に向けた周知と工夫が課題となっています。

□ レファラルサービスでは、利用者の情報ニーズに関連する機関の紹介や、上尾市図書館ウェブサイトでの専門家・専門機関等へのリンク掲載を行っています。一方で、紹介先のデータベースはまだ少なく、連携体制も十分とは言えません。今後、より的確なサービスを提供するためには、こうした体制の早期構築が不可欠です。

□ 情報検索サービスは、利用者の多様なニーズに応えられるよう有料データベース<sup>10</sup>を含む各種サービスを提供しています。一方で、情報サービス用の端末の設置は、本館、上尾駅前分館、大石分館に限られており、限定的なサービスにとどまります。

□ 情報サービスの環境整備では、第 3 次計画において公衆無線 LAN を全館で整備するなど改善を進めてきましたが、市民アンケートの結果では「Ageo Free Wi-Fi」の認知度はまだ低く、利用促進に向けたさらなる周知が必要です。さらに、環境整備と並行して、情報リテラシーの習得支援やデジタルデバイドの解消に向けた取り組みも不可欠です。

### (5) 利用対象別サービス

□ 児童サービスでは、ブックスタート事業やセカンドブック事業の定着、おはなし会や「えほんのじかん」の実施など、子供の成長に応じたきめ細かな対応を図っています。一方で、参加年齢の低年齢化や、日本語を母語としない子どもへの対応といった新たな課題も顕在化しています。

<sup>9</sup> 全国で人口、市域面積、標準財政面規模などで本市と近似する自治体との比較。

<sup>10</sup> 有料データベースは、市が有料契約しているサービスで、利用者は当然無料で利用できる。

- 青少年サービスでは、第3次計画において、上尾駅前分館へのYYコーナー<sup>11</sup>の設置をはじめ、高校との連携によるおはなし会や読書会、中学校との「図書館」をテーマにした絵画展の実施など青少年に向けた取組を進めてきました。一方で、中学生、高校生の不読率の上昇が課題であり、これに歯止めをかける施策の実践が課題となっています。
- 高齢者サービスでは、第3次計画において利用者ニーズに対応するため、高齢者向け紙芝居など、セカンドライフコーナーの資料の刷新を図りましたが、多様化する高齢者のニーズに対してはまだ不十分です。市民アンケートの結果から、高齢者サービスが今後優先的に実施すべきサービスの一つとして挙げられていることを踏まえ、利用者ニーズに即したサービスの展開が求められます。
- 多文化サービスでは、本館への多文化コーナーの設置にとどまっており、十分な効果が得られているとは言えない状況です。令和6（2024）年に本市の外国人住民人口が5,000人を超える<sup>12</sup>、多文化に関するサービスの必要性が一層高まる中、館内掲示や利用案内の多言語対応、外国語資料の充実、カウンターでのやさしい日本語による対応など、先進事例を参考にした取り組みの検討が求められます。
- 障害者サービスでは、大活字本などの専用図書の収集や、DAISY（デジタル録音図書）の貸出、対面朗読など、ボランティアの協力も得ながら実施しています。また、第3次計画では活字を読むことが難しい方や支援をする方々に向けた「上尾市図書館りんごの棚」を、本館及び上尾駅前分館、大石分館の3館に設置するなど読書バリアフリーの環境整備を進めました。一方で、市民アンケートの結果では、「上尾市図書館りんごの棚」の認知度は10%未満にとどまっており、サービスの認知度向上と利用促進が課題となっています。
- 図書館資料の利用を希望する方のうち、身体的・物理的な理由で来館が困難な方々に対して、資料を自宅などに届ける宅配サービスを実施しています。一方で、高齢者の増加に伴い利用希望者の増加が予想されるため、持続可能なサービスの手法について検討する必要があります。

### 3.2. 施設の現状と課題

- 上尾市図書館は、本館及び分館等9館を概ね市の将来都市構造<sup>13</sup>の拠点エリアに配置し、この図書館ネットワークを通じて、市域全体へのサービス提供を実現しています。一方、昭和56年（1981年）に開館した本館をはじめ、多くの施設で老朽化が進んでおり、設備等の劣化が著しい状況です。このため、多くの施設でユニバーサルデザインの導入を含めた時代に即した環境整備が課題となっています。
- 本館は、資料の整備や事業の企画・管理を一元的に行うなど、本市図書館ネットワークの中核施設の役割を担っています。しかし、施設は手狭で拡張性にも乏しく、新たな社会環境の変化や市民ニーズに対応することが困難な状況です。第3次計画では、『本館更新方針』を策定し、これに基づいて

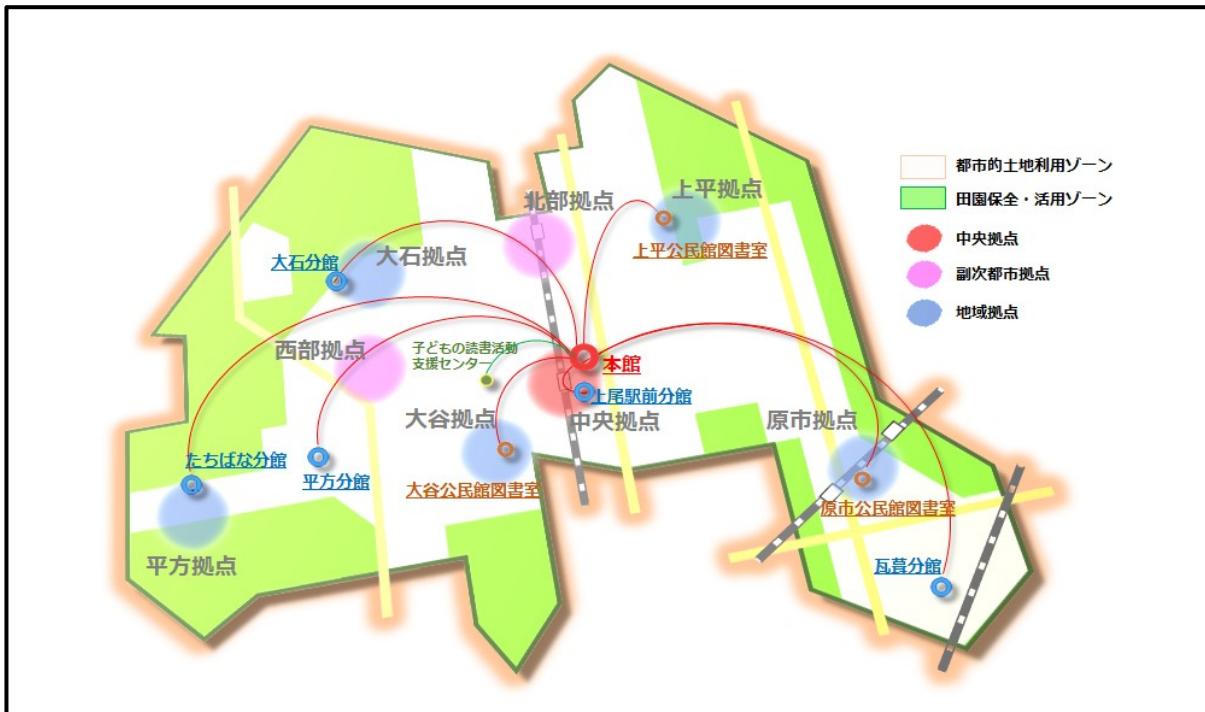
11 上尾市図書館における青少年コーナーの呼称。いわゆるYA(ヤングアダルト)コーナー。

12 『統計あげお 令和6年度版』による。国籍別では、中国(23.4%)、ベトナム(20.2%)、フィリピン(14.8%)で約6割を占めている。なお、令和7(2025)年10月1日現在では、6,000人を超えている。

13 『第6次上尾市総合計画』及び『上尾市都市計画マスターplan 2020』で本市の将来のまちの形や機能の配置が示されている。

課題の解消に向けた対策を進めており、その着実な実行が不可欠です。

- 分館等は地域の窓口として、貸出・返却・閲覧など基本的なサービスについては、本館同様の機能を提供しています。一方で、いずれも面積が 500 m<sup>2</sup>未満と地域館としても狭小であり、開架スペースも限られているため、閲覧席や学習席、その他必要なスペースを十分に確保できているとは言えない状況です。



【図表 3】本市図書館の配置

### 3.3. 運営の現状と課題

- 図書館の職員数は、館長を含む正規職員 15 人、短時間再任用職員 2 人、会計年度任用職員 10 人の合計 27 人で、このうち 13 人が司書資格を有しています<sup>14</sup>。図書館職員には、レファレンスサービスや著作権法に準拠した複写サービスなど、専門的な対応が求められる場面も多く、知識や技能の向上に向けた取り組みが求められます。
- 図書館の窓口業務は、平成 18（2006）年に上尾駅前分館、平成 19（2007）年からは全館で民間委託を実施し、開館時間の拡大など利用者の利便性向上に寄与しています。一方で、図書館職員が利用者と直接接する機会は減少しており、利用者ニーズの把握に関しては、意識的に取り組む必要があります。
- 市民アンケートでは、現状の分館等の維持を求める声が 60%を超えており、当面は市内 9 館体制による図書館ネットワークを維持することが、市民ニーズに適った運営方法と考えられます。一方で、分館等の分散配置により、資料の重複や巡回配送などコスト面や各館のサービス面では不利に働くことも

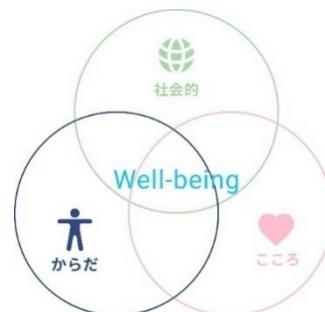
<sup>14</sup> 令和 7 年（2025 年）4 月現在。カウンターや清掃など委託による従事者は含まない。

あり得るため、より効率的な運営を検討していく必要があります。

- 第3次計画から継続している本館改修事業は現在進行中であり、完了後は施設や設備の機能面において大幅な向上が期待されます。より多くの市民に図書館を利用してもらうためにも、改修後のサービス展開について、市民ニーズを可能な限り反映するとともに、新本館と仮本館（本館工事完了後は新分館）が相互に補完し合う運営体制を構築することが重要です。
- 現行の図書館基幹システム<sup>15</sup>は、第3次計画期間中の令和7年（2025年）9月に更新され、ウェブサイトを含む利用環境の改善が図られています。今後は、同システムを安定的に運用していくことはもちろん、新たな付加価値の提供などを通じて、さらなる利便性の向上を図ることが重要です。

### 3.4. 新しい図書館利用のかたちと今後の展望

- コロナ禍を契機に新たな生活様式が定着し、図書館においても非来館型サービスの充実<sup>16</sup>が求められるようになりました。加えて、SDGsの達成期限である令和12（2030）年が迫る中、図書館には学習支援、情報格差の解消、地域交流の促進など、社会的課題への対応が一層期待されています。今後は、こうした社会環境の変化に的確に対応しつつ、具体的な施策を着実に推進することにより、地域社会の持続可能な発展に資する図書館サービスを構築していくことが重要になってくると考えます。
- ICTの急速な進展と生成AIの普及により、情報の取得・活用の在り方も大きく変化しています。図書館においても、AIを活用したレファレンス支援や、デジタルコンテンツの充実など、新たなサービスの展開が求められるようになると考えられます。今後、図書館は、こうした技術革新を的確に取り入れつつ、誰もが安心して情報にアクセスできる環境を整備し、地域の情報拠点としての価値向上を図っていくことも重要になると考えます。
- 近年、若年層を中心に不読率の上昇が懸念されている一方で、知的好奇心や豊かな感性を育むとされる読書を体験する場としての図書館への期待は高まっています。また、心身の健康や社会的つながりを重視するウェルビーイングの考え方方が広まる中、図書館の地域住民の「居場所」、サードプレイスとしての役割も注目されています。今後の図書館には、読書の魅力を再発見できる機会の提供や、居心地の良い空間づくり、多様な交流を促す場の創出など、地域住民一人ひとりのウェルビーイングの向上に資する取り組みが一層求められるようになると考えられます。



<sup>15</sup> 図書館の蔵書管理及び利用者管理、貸出・返却処理、統計データ処理等を行う図書館サービスの全般を管理するシステムで、分館等を含む全館を本館で集中管理している。

<sup>16</sup> 本市図書館では、電話予約の開始(2020年)や電子図書館サービスの導入(2021年)を進めた。

# 第2章 基本理念・基本方針

## 1. 基本理念

### 「くらしに役立ち、市民とともに歩む図書館」

誰もが本と出会うよろこびを感じられる居心地の良い図書館

くらしに役立ち、市民の知る権利を保障する図書館

市民文化創出の礎(いしづえ)になる図書館を目指して市民とともに歩んでいきます

読書活動を支援するだけではなく、資料・情報を提供して市民の知的拠点となり、その生活と新たな創造を支援して、ともに歩んでいくことが、上尾市図書館の使命です。

第1次の計画から続くこの基本理念は、公共図書館の普遍的な存在意義であるとの認識から本計画においても引き継いでいます。

## 2. 基本方針

### 2. 1. 第3次計画の継承

本計画は、「今後の在り方」で示された目指すべき姿の実現を目標とする 10 年計画の後期に当たります。このため、本計画では、第3次計画の 4 つの基本方針も踏襲します。

### 2. 2. 基本方針

#### ◎基本方針 I 図書館の基本機能の充実

図書館の基本的機能の一つである資料の収集・提供は、市民アンケートでも高い需要が示されており、今後さらに充実を図る必要があります。分類、排架、目録・索引の整備による資料の組織化にも引き続き十分に配慮し、利用者が目的の情報にアクセスしやすい環境を整えていきます。

また、郷土の歴史・文化・行政に関する地域資料の収集・保存・提供については、地域の情報拠点として積極的な役割を果たすとともに、郷土資料の電子化を進め、より広く活用できる体制整備に努めます。



## ◎基本方針Ⅱ 多様なニーズに応えるサービスの提供

図書館は、地域の情報拠点としての役割を強く認識し、レファレンスサービスやレフェラルサービスなどの情報提供機能の充実を図ります。専門的な人材の育成に加え、他の図書館や公的機関、専門家との連携体制を構築し、専門性の高い情報ニーズにも対応できるサービスの展開を目指します。また、サービスの質の向上に資するICT設備の導入についても、積極的に検討を進めています。



## ◎基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援

図書館は、地域住民の交流を促し、学びと活動の循環を生み出す拠点としての機能強化が求められています。情報拠点としての特性を活かし、社会教育の充実に積極的に取り組むとともに、将来の社会を担う子どもや若者に対しては、読書活動の啓発・推進を継続し、図書館を地域の学びと活動の場として活用することで、利用の促進と新たな価値の創出を図ります。



## ◎基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備

老朽化により設備の劣化が著しい施設が多く見られる中、図書館は安心・安全な利用環境の確保に加え、空間づくりを通じて地域の活性化や賑わいの創出といった新たな価値の創出が求められています。こうした課題に対応するため、様々な選択肢を整理しながら、具体的な検討に着手していきます。

直近では、『上尾市図書館本館更新方針』に基づき、本館改修事業を着実に実行します。また、仮本館の整備を進め、本館の改修工事完了後には、分館としてのサービス拠点の確立を図りつつ、駅前という立地を活かした運用を展開し、利便性と地域とのつながりを高める図書館づくりを目指します。



# 第3章 サービス計画項目

## 1. 基本方針Ⅰ 図書館の基本機能の充実

### 1.1. 図書館資料の収集等

★目安となる指標：新刊率、蔵書の満足度

方向性	図書館資料の収集は、資料収集方針および選書基準に基づき、社会情勢や利用者ニーズ、資料的価値を考慮しながら、予算や保管スペースとのバランスを図り、中長期的かつ計画的な蔵書構築に繋げます。また、除籍・廃棄を適宜行い、収集方針と選書基準も定期的に見直すことで、開架の閲覧環境の維持と改善に努めます。さらに、郷土資料の電子化を通じて保存性を高め、地域の情報拠点としての機能強化を進めます。
-----	--

### 1.2. 図書館資料の組織化

★目安となる指標：排架やサインについてのクレーム件数

方向性	図書館資料の組織化にあたっては、日本十進分類法（NDC）や日本目録規則（NCR）などに基づき、適切な分類と目録の維持に努め、書誌情報の正確性と最新性を保ちます。また、装備・排架・保存に関しては、利用者の視認性や検索性を高めるため、分類等に基づき適切な排架に努めます。さらに、利便性の高い良好な閲覧環境の維持に繋がるよう、図書館の資料保存機能に配慮しつつ、除籍・廃棄を適切に行います。
-----	---

### 1.3. 貸出

★目安となる指標：貸出件数

方向性	貸出（返却）については、利用者サービスの向上を図るため、ICタグの装備拡大など、より効率的で利便性の高い運用方法を検討します。また、所蔵資料に対する利用者からの資料要求に迅速かつ的確に対応できるよう、円滑な資料提供体制を構築します。さらに、電子図書館サービスの資料拡充（郷土資料の電子化含む）に取り組み、非来館型サービスの充実と利用促進を進め、利用者への資料提供の多様化を進めます。
-----	---

### 1.4. 閲覧

★目安となる指標：学習席及び閲覧席の満足度

方向性	図書館資料の閲覧や学習、グループワークのためのスペースについては、改修やレイアウト変更、備品の配置などにより確保・充実を図り、利用者が快適に資料を活用できる空間を提供します。また、書架のブラウジングにおいても、資料へのアクセス性を高め、快適な資料検索が行えるよう、定期的な整理・点検の実施やサイン計画の見直しを通じて、良好な閲覧環境の維持に努めます。
-----	---

## 1.5. 予約・リクエスト

★目安となる指標：予約率、満足度

方向性	予約・リクエストは、利用者にとって安心かつ利便性の高い方法で行えるよう、Web 予約の推進をはじめとしたサービスの充実に取り組み、その利用方法についても積極的に周知を図ります。また、利用者の多様な資料ニーズに的確に応えるため、他の図書館や関連機関との連携を一層強化し、相互貸借サービスの活用を促進します。これらの施策を通じて、より多くの資料へのアクセス機会を提供し、利用者満足度の向上を目指します。
-----	---

## 1.6. 複写

★目安となる指標：満足度、認知度

方向性	図書館における複写サービス（コピーサービス）は、著作権法に則った適切な範囲での運用が求められるため、館内掲示や利用案内により利用方法の周知を図るとともに、サービスの認知度向上を図ります。利用者が安心してサービスを活用できる環境を整えることで、資料の有効利用を促進し、図書館の利便性向上に繋げます。
-----	--

## 1.7. 行政関係

★目安となる指標：デジタル化の件数

方向性	市の行政資料や関連情報は、市民生活に密接に関わる重要な情報資源であるため、今後も積極的な収集と提供に努めます。特に、情報検索の環境整備やリンク集の充実を図ることで、インターネット上で閲覧可能な行政情報へのアクセス性を高めるとともに、情報格差（デジタルデバイド）の解消にも配慮し、誰もが必要な情報に容易にアクセスできる環境の整備を進めます。 また、関係機関との連携を強化し、刊行物の収集に積極的に取り組むことで、資料の網羅性と信頼性を確保します。
-----	---



## 2. 基本方針Ⅱ 多様なニーズに応えるサービスの提供

### 2.1. レファレンスサービス

★目安となる指標：満足度、認知度

方向性	<p>図書館の基本的な役割である利用案内や情報提供については、継続的に提供するとともに、サービス内容の周知を図ることで、利用の促進につなげます。特に、レファレンスサービスは情報サービスの中心的機能と位置づけ、職員の専門性向上を目的とした研修等への参加を推進し、対応力の強化を図ります。</p> <p>また、利用者が気軽に相談できるよう、専用窓口の拡充や案内体制の整備を進め、より質の高いサービス提供を目指します。</p>
-----	--

### 2.2. レフェラルサービス（案内紹介サービス）

★目安となる指標：認知度、紹介実績

方向性	<p>レフェラルサービスは、利用者の地域性や専門性の高い情報ニーズに対応するため、専門的な機関・団体、または個人を適切に紹介する役割を担います。</p> <p>図書館ではこのサービスの推進に取り組み、市内の公的機関や専門家等との連携を強化することで、より多くのサービスを提供できる体制の構築を目指します。これにより、情報提供の幅と質の向上を図り、図書館が地域の知的資源と利用者をつなぐハブとしての機能を果たすことで、信頼性の高い情報アクセスを支援していきます。</p>
-----	--

### 2.3. 情報検索サービス等

★目安となる指標：オンラインデータベース及び電子図書館利用率

方向性	<p>多様化・高度化する利用者の情報ニーズに対応するため、テーマ別資料案内の実施や、有用なオンラインデータベースの導入を検討するとともに、誰もが円滑に情報へアクセスできるよう、ネットワーク環境の整備を進めるとともに、情報格差（デジタルデバイド）の解消にも配慮します。</p> <p>また、カレントアウェアネスサービスなどの利用者支援サービスの効果的な活用方法を検討し、情報提供の質的向上を図ります。さらに、有用性の高い情報検索サービスを集約したリンク集の作成・提供を通じて、利用者の主体的な情報探索を支援し、図書館の情報拠点としての機能強化を推進します。</p>
-----	---

### 2.4. ビジネス支援

★目安となる指標：満足度、資料件数

方向性	<p>市内でのビジネス活動や研究活動に従事する方、また就業・起業を目指す方の課題解決を支援するため、関連する図書・資料の計画的な収集・提供に努めます。特に、電子書籍を含めたビジネス支援に資する資料の充実を図り、幅広い情報ニーズに対応します。あわせて、利用者が必要な情報を円滑に検索・入手できるよう情報検索環境を整備し、利便性の高い閲覧・利用環境を構築します。これにより、図書館が地域の産業・経済活動を支える情報拠点としての役割を果たしていきます。</p>
-----	---

## 2.5. 子育て・教育

★目安となる指標：満足度、関係機関との連携実績

方向性	<p>子育てや教育に関する課題解決を支援するため、関連図書・資料の計画的な収集・提供に努めます。特に、子ども連れの利用者が安心して来館できるよう、レイアウトの工夫を含めた環境整備を進め、相談しやすい雰囲気づくりにも配慮します。</p> <p>また、保護者や教育関係者をはじめとする多様な利用者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、情報提供体制の充実を図り、図書館が地域の子育て・教育支援の拠点としての役割を果たせるよう取り組みます。</p>
-----	---

## 2.6. 健康・医療・福祉

★目安となる指標：資料冊数、貸出件数

方向性	<p>健康・医療・福祉に関する情報提供は、専門性が高く、回答に制限が生じる場合もあることから、信頼性の高い参考資料や情報の収集に努めるとともに、図書館の情報仲介機能の強化を図ります。特に、『上尾市スポーツ健康都市宣言』（令和4年4月1日）に基づき、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康・医療・福祉に関連する図書・資料の充実を進め、必要な情報へのアクセスを支援します。</p> <p>また、福祉分野においては、市の関係部署や地域の公共団体との連携を強化し、地域に根ざした支援体制の構築を目指します。</p>
-----	---

## 2.7. 法律・司法手続き

★目安となる指標：満足度

方向性	<p>法律や司法手続きに関する情報は、専門性が高く、回答に制限が生じる場合もあることから、信頼性の高い参考資料や情報の収集に努めるとともに、レファラルサービスへの展開を含めた情報仲介機能の強化を図ります。</p> <p>また、新しい法律や法改正等の動向に留意し、関連する図書・資料の充実を進めます。あわせて、利用者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、オンラインデータベースや信頼性の高い情報源を集約したリンク集の作成を行い、法情報へのアクセス環境の整備を推進します。</p>
-----	---

## 2.8. 高齢者サービス

★目安となる指標：セカンドライフコーナー貸出実績

方向性	<p>高齢者サービスは、人生100年時代を迎える中で、安心して図書館を利用できる環境づくりを目指します。ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や資料提供に努め、誰もが快適に過ごせる空間を提供します。特に、大活字本やオーディオブックなど、視覚や身体機能に配慮した資料の充実を図り、読書の楽しみをすべての人に届けます。</p> <p>また、アクティブラジニアの高い学習意欲に応えるため、生涯学習の機会を提供するイベントの開催や関連資料の充実、快適な作業環境の整備にも取り組みます。これらの施策を通じて、高齢者の自己実現や生活課題の解決を支援し、図書館が地域における学びと交流の拠点としての役割を果たします。</p>
-----	---

## 2.9. 障害者サービス

★目安となる指標：拡大読書器利用実績、デイジー・オーディオブックの貸出件数

方向性	<p>障害者サービスは、図書館および図書館資料の利用が困難な方々に対して、誰もが平等に情報へアクセスできるよう、多角的な支援を行うことを目的としています。</p> <p>具体的には、点字資料、大活字本、録音資料などの整備・提供を進めるとともに、対面朗読サービスの実施により、視覚に障がいのある方への支援を強化します。また、障がいのある方や高齢者、子どもなど多様な利用者に配慮した「上尾市図書館りんごの棚」の充実を図り、必要な情報や資料に出会える環境を整備します。</p>
-----	---

## 2.10. 多文化サービス

★目安となる指標：認知度、多文化J-バ資料利用実績

方向性	<p>多文化サービスは、市内在住の外国人利用者が図書館を気軽に利用できるよう、言語や文化の違いに配慮した環境整備を進める取り組みです。特に、外国語による利用案内の整備・配布を通じて、図書館サービスの内容や利用方法をわかりやすく伝えることで、利用促進を図ります。</p> <p>今後も、本市の外国籍の住民の動向に留意し、多様な背景を持つ市民が安心して図書館を利用できるよう、誰にとっても開かれた図書館づくりに取り組みます。</p>
-----	--



### 3. 基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援

#### 3. 1. 乳幼児・保護者サービス

★目安となる指標：おはなし会参加者数

方向性	<p>乳幼児とその保護者が本に親しみ、知識や感受性を育むきっかけを提供するため、図書館では関連資料の整備とともに、安心して利用できる環境づくりに取り組みます。特に、読み聞かせの実施や支援、ブックスタート事業の推進を通じて、早期からの読書習慣の形成を支援します。</p> <p>また、保護者が子どもとともに過ごしやすい空間の整備にも配慮し、子育て世代にとって身近で利用しやすい図書館を目指します。</p>
-----	---

#### 3. 2. 児童サービス

★目安となる指標：イベント参加者数、読書パスポート活用率

方向性	<p>児童の読書習慣の形成や本への興味を育むため、読み聞かせやおはなし会などの事業を積極的に展開します。</p> <p>また、子どもの成長段階に応じた図書・資料の整備を進めるとともに、セカンドブック事業の推進を通じて、読書の楽しさに触れる機会を提供するほか、SNS や ICT 技術の活用も視野に入れ、子どもたちや保護者に向けた情報発信やサービスの充実を図り、図書館が子どもの健やかな成長を支える学びと出会いの場となることを目指します。</p>
-----	--

#### 3. 3. 青少年サービス

★目安となる指標：利用者数

方向性	<p>青少年世代が本に親しみ、知的関心を深めができるよう、青少年向け資料の充実や電子書籍の利用促進に取り組むほか、不読率の低減を図るため、専用コーナーの拡充や青少年向け図書館だよりの発行、SNS を活用した情報発信を通じて、図書館サービスへの関心を高める工夫を行います。</p> <p>また、就学・就業、地域活動などに関する情報や資料の収集・提供を進め、青少年の多様なニーズに応える体制を整備し、学習や調べものに役立つオンラインデータベースやリンク集の充実させるなど図書館が青少年にとって身近で信頼できる学びの場となるよう、環境整備を推進します。</p>
-----	---

#### 3. 4. 子どもの読書活動支援

目安となる指標：講座・イベント参加人数

方向性	<p>『上尾市子どもの読書活動推進計画（あげお子ども読書プラン）』に基づき、家庭・地域・学校・図書館が連携し、子どもの読書活動の推進に取り組みます。特に、子どもの読書活動支援センターの機能を積極的に展開し、読書環境の整備や読書活動の支援を通じて、子どもたちが本と出会い、読書を楽しむ機会を広げていきます。</p> <p>今後も、地域全体で子どもの読書を支える体制を強化し、豊かな心と確かな学びを育む環境づくりを推進します。</p>
-----	---

### 3.5. 若者の自立支援

★目安となる指標：学習席の満足度、利用者

方向性	<p>若者の就労支援としては、若者世代の就業・就学支援及び地域交流活動の促進に向けて、図書館では情報・資料の収集と提供を行います。</p> <p>また、誰もが気軽に学習できる環境づくりの一環として、学習席の整備を進めるとともに、有用なオンラインデータベースの紹介やリンク集の充実に努め、情報アクセスの利便性を高めます。</p>
-----	---

### 3.6. 学習活動の支援

★目安となる指標：講座、イベント参加者数

方向性	<p>地域情報の収集や市民の知的活動の支援を目的として、図書館では映画会・講座・イベントなどの企画・実施を行います。</p> <p>また、公民館など市の関係部署と連携しながら、生涯学習に関する情報提供にも積極的に取り組み、地域の学びの場を広げていきます。</p>
-----	---

### 3.7. 情報活用能力向上支援

★目安となる指標：データベースの認知度

方向性	<p>情報社会における課題解決や情報リテラシーの向上を支援するため、図書館では ICT の活用をはじめ、情報提供、利用案内、講座の開催などを行います。</p> <p>また、オンラインデータベースの充実を図るとともに、職員のスキルアップに向けた研修を実施し、デジタルデバイドの解消にも積極的に取り組みます。</p>
-----	--

### 3.8 ボランティア活動支援

★目安となる指標：研修会実施件数及び参加人数、ボランティア活動回数

方向性	<p>図書館サービスの充実に向けて、読み聞かせや音訳などの活動を積極的に支援するとともに、ボランティア活動の機会や場所を提供します。</p> <p>また、図書館サービスに関するボランティア活動の理解促進と参加者の育成を目的として、研修会の企画・開催にも取り組みます。</p>
-----	---

## 4. 基本方針IV 時代に合わせた環境整備

### 4. 1. 学習活動環境の整備

★目安となる指標：図書館全体の空間、居場所としての満足度

方向性	<p>図書館では、家庭や職場・学校とは異なる“第3の居場所（サードプレイス）”としての役割を果たすため、空間構築と環境整備を進めます。</p> <p>地域住民の学びと活動が循環する交流拠点として、市の関連部局と連携した事業を展開するとともに、学習活動の支援策として学習席の整備をはじめ、施設レイアウトの変更や修繕、備品の拡充などにも取り組みます。</p>
-----	---

### 4. 2. 運営

★目安となる指標：来館者数

方向性	<p>市民が安心して利用ができ、収集した資料や蓄積したノウハウを将来に向け継続できるよう安定した運営に努めます。</p> <p>また、より良質な図書館サービスを提供していくために、効率的かつ効果的な運営手法を検討し、改善を行っていくとともに、ICT機器の導入により、効率的な図書館運営に努めます。</p>
-----	--

### 4. 3. 職員体制

★目安となる指標：司書資格保有率、研修会参加延べ人数

方向性	<p>図書館職員については、積極的な研修等への派遣を行い、技能向上によるサービスの向上を図ります。司書有資格者又は専門知識を持った職員の配属については、現行制度の中で可能な限り対応していきます。</p>
-----	---

### 4. 4. 施設・設備

★目安となる指標：分館数の維持

方向性	<p>市内の図書館ネットワークを活用し、どの館においても、利用者や地域に寄り添った役割に応じたサービスを提供します。</p> <p>また、老朽化が進む施設については、利用者が安心・安全に利用できる水準の確保を最優先に考え、必要な修繕を適切に実施するほか、施設の改修や図書館ネットワークの整理等については、市の公共建築物の計画と整合性を図りながら、公共施設マネジメントの観点から取り組み、個別施設管理実施計画の策定・進捗管理を行うとともに、市民との情報共有の場を積極的に設けます。</p>
-----	---

## 4.5. 安全管理

★目安となる指標：防災訓練の実施、設備点検実施率

方向性	<p>事故や災害、その他の非常事態による被害を防止するため、危機管理の手引書を作成し、定期的な防災訓練を実施します。</p> <p>また、防災上及び衛生上の観点から、設備点検については関係法令等に基づき適切に実施し、安全の確保に努めます。これらの取り組みにより、非常時においても利用者が安心して施設を利用できる環境づくりを推進します。</p>
-----	---



# 第4章 計画の推進体制

## 1. 計画の進行管理

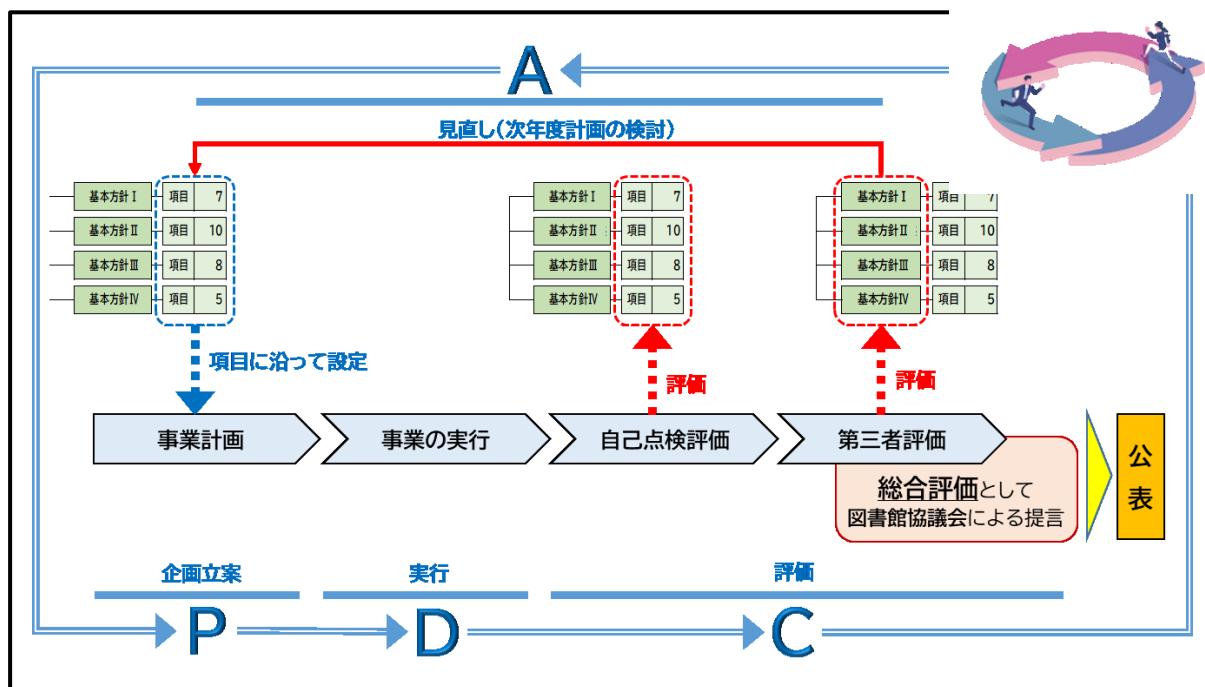
### 1. 1. 計画の実行及び評価対象

本計画では、第3章のサービス計画項目で示したサービスの方向性に基づき、市の行財政計画等にも配慮しつつ、年度ごとにそれぞれの計画項目の施策や手段を事業計画として定め、実行します。

本計画の評価は、『望ましい基準』の趣旨を踏まえ、自己点検評価と第三者評価の両面から年度ごとに実施します。自己点検評価では、事業計画及び各サービス計画項目を対象とし、第三者評価では、各基本方針ならびに計画全体の達成水準を評価の対象とします。

### 1. 2. 進行管理

本計画の進行管理は、①事業計画の立案 → ②事業計画の実施 → ③評価 → ④見直し（次年度事業計画の立案）というPDCAサイクルに基づき、『サービス計画進捗状況報告書』（以下、「状況報告書」という。）をもって実施します。また、各段階においては、適宜進捗状況の把握に努め、計画の着実な推進を図ります。

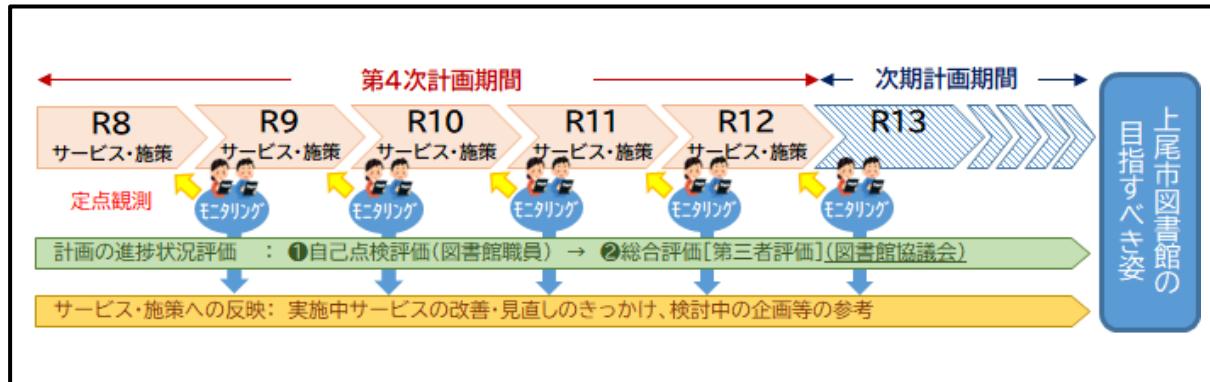


【図表 4】進行管理の流れ（イメージ）

## 2. 運営状況の評価

### 2.1. 利用に関するモニタリング

計画の評価にあたっては、利用者への直接的なモニタリング（利用者アンケート調査）を実施し、サービスの効果や満足度の推移など統計数値だけでは量り難い項目を定量的に把握して、目標設定や自己点検評価等の参考資料とともに、今後の図書館運営の改善に活かしていきます。



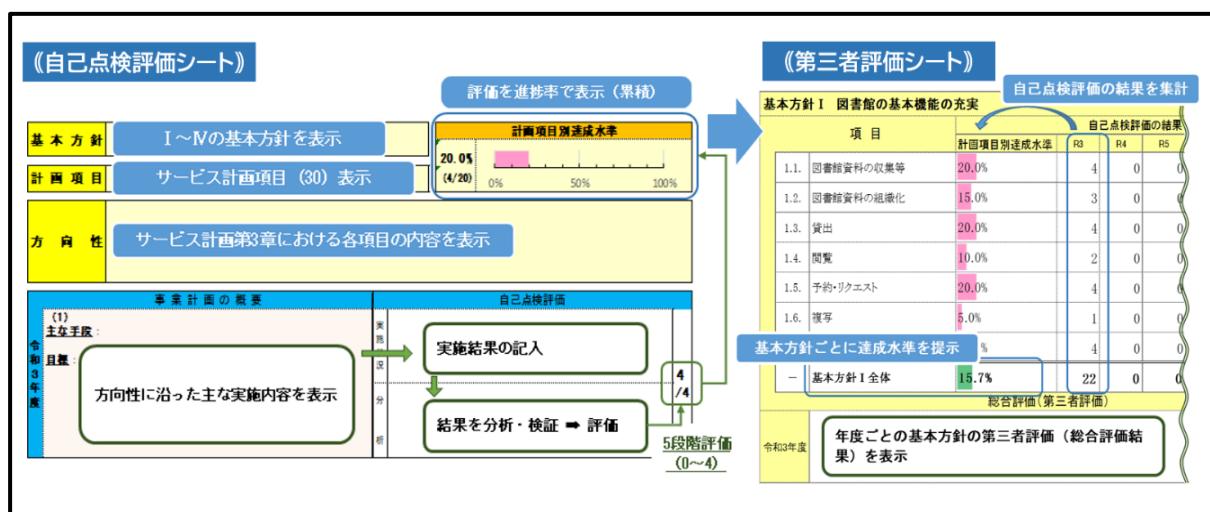
【図表 5】モニタリングのイメージ

### 2.2. 自己点検評価

自己点検評価は、図書館が実施します。サービス計画項目ごとの事業計画の実施状況を分析し、評価します。また、サービス計画項目の達成水準に及ぼす効果についても、成果指標を基に5段階で評価します。

### 2.3. 第三者評価（総合評価）

第三者評価（総合評価）は、自己点検評価の内容を図書館協議会で審議し、図書館への提言をもって評価とします。



【図表 6】状況報告書の評価方法イメージ

### 3. 計画の進行に関する情報提供

計画の進捗状況及び評価については、上尾市図書館のウェブサイトで公表します。



# 参考資料

※URLは、令和8（2026）年3月〇日時点（当該資料掲示ページ又は資料）。

1. 『JIS X0812（図書館パフォーマンス指標）』（2012年 日本規格協会）  
『ウェルビーイングの向上について（次期教育振興基本計画における方向性）』（文部科学省）  
URL : <https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/000214299.pdf>
2. 『公立図書館の任務と目標』（2004年3月改訂 日本図書館協会図書館政策特別委員会）  
URL : [https://www.jla.or.jp/library\\_resources\\_and\\_guidelines/missions\\_and\\_goals/](https://www.jla.or.jp/library_resources_and_guidelines/missions_and_goals/)
3. 『子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究』（文部科学省）  
URL : [https://www.niye.go.jp/kenkyu\\_houkoku/contents/detail/i/140/](https://www.niye.go.jp/kenkyu_houkoku/contents/detail/i/140/)
4. 『持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版』（2023年1月改訂 SDGs 推進本部）  
URL : [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/2001sdgs\\_gaiyou.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/2001sdgs_gaiyou.pdf)
5. 『将来推計人口・世帯数』（国立社会保障・人口問題研究所）  
URL : <https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Mainmenu.asp>
6. 『上尾市公共施設等総合管理計画』（2021年改訂 上尾市）  
URL : <https://www.city.ageo.lg.jp/page/sogokanrikeikaku.html>
7. 『上尾市行財政3か年実施計画』（上尾市）  
URL : <https://www.city.ageo.lg.jp/page/00312014022001.html>
8. 『上尾市行政改革プラン〔令和3（2021）年度～令和7（2025）年度〕』（2021年3月 上尾市）  
URL: <https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/attachment/72230.pdf>
9. 『上尾市図書館更新方針』（2024年8月 上尾市教育委員会）  
URL : <https://ageo-lib.jp/kousin/policy/>
10. 『上尾市図書館要覧 令和7年度』（2025年 上尾市図書館）  
URL : <https://ageo-lib.jp/youran/>
11. 『上尾市都市計画マスターPLAN 2020』（2024年8月改訂 上尾市）  
URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/toshou/houkoku/1378719.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/toshou/houkoku/1378719.htm)
12. 『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』（2012年12月 文部科学省）  
URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_l/08052911/1282451.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282451.htm)
13. 『第3期上尾市教育振興基本計画』（2021年3月 上尾市教育委員会）  
URL: <https://www.city.ageo.lg.jp/site/iinkai/063121040101.html>
14. 『第3次上尾市子どもの読書活動推進計画』（2021年3月 上尾市図書館）  
URL : <https://ageo-lib.jp/plan/kodomodokusho-plan/>
15. 『第6次上尾市総合計画』（2024年9月 上尾市）  
URL : <https://www.city.ageo.lg.jp/page/00221042401.html>
16. 『令和5年度「国語に関する世論調査」』（2024年9月 文化庁）  
URL : [https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/kokugo\\_yoronchosa/](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/)

# 用語解説

(五十音順)

No.	用語	意味
1.	DAISY	「Digital Accessible Information System」の略。通常の書籍を利用することが困難な人や視覚障害者のためのデジタル録音図書の国際標準規格のひとつ。
2.	ICタグ	無線で情報の読み出し・書き込みが可能な IC チップを内蔵した荷札。自動貸出機・返却機、盗難防止、資料整理の合理化などに利用される。
3.	MARC(機械可読式目録)	「Machine-Readable Cataloging」の略で、書誌情報等をコンピュータで処理できるフォーマットで記述したもの。代表的なものに JAPAN/MARC、TRC MARC がある。
4.	OPAC	「Online Public Access Catalog」の略。カード目録に替わりオンライン化された閲覧目録を指すが、実態として「資料検索端末」として認識されている。
5.	Web予約	図書館のホームページから Web-OPAC で検索して行う図書館資料の予約のこと。
6.	アウトリーチサービス	施設入所者や低所得者、非識字者、民族的少数者など、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に対してサービスを広げていく活動。
7.	アクティブシニア	自分なりの価値観をもち、定年退職後にも、趣味やさまざまな活動に意欲的な、元気なシニア層。特に、2007 年以降に定年を迎えた団塊の世代を指すことが多い。
8.	ウェルビーイング	ウェルビーイング(Well-being)は、well(よい)と being(状態)からなる言葉。世界保健機関(WHO)では、ウェルビーイングのことを個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される(翻訳)と紹介している。
9.	おはなし会	図書館で子供を対象にストーリーテリングを行う集い。子供に対して読書する素地を作り、また、本への興味を育てることなどが効果として挙げられる。
10.	カレントアウェアネスサービス	図書館その他の情報機関が利用者に対して最新情報を定期的に提供するサービス。コンテンツサービス、新着図書目録の配布、SDI などの形態がある。
11.	ビブリオバトル	おもしろいと思う本の魅力を紹介しあい、「読みたくなつた」と思った聴衆の投票数で勝敗が決まる。知的書評合戦と呼ばれることもある。
12.	ブックスタート事業	絵本を介して赤ちゃんと家族のコミュニケーションを豊かにし、子供の言語能力と豊かな心を育てようとする活動。
13.	ブックポスト	図書館の閉館後や休館日にも利用者が図書館資料の返却ができるよう、図書館の入口付近などに設置された収納箱。ポスト形状のものが多い。
14.	ユニバーサルデザイン	障害のある人の視点だけではなく、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。
15.	レファレンスサービス	図書館の情報サービスの一つで、情報や資料を求めている利用者に対して、仲介的立場から図書館員が求められている情報や資料を提供・提示するサービス。
16.	レフェラルサービス	利用者の情報の要求に対して、その分野の適切な専門家や専門機関に照会して情報を入手・提供する、または、専門家や専門機関を利用者に紹介するサービス。
17.	会計年度任用職員	地方公務員法や地方自治法の改正により、令和 2 年 4 月 1 日から施行された制度に基づく任期採用職員で、従来の非常勤職員等に当たる。
18.	開架	利用者が直接に書架から資料を取り出し、閲覧することができる方式(開架式閲覧法)。一方、閉架は、一般的に利用者の目には触れない。
19.	公共施設マネジメント	地方公共団体が保有又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的・統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。
20.	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス	国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館等(承認必要)の館内で利用できるサービス。

No.	用語	意味
21.	司書(司書補)	図書館法第4条で規定される図書館の専門的職員で、同法第5条の規定により資格を取得する。司書は図書館の専門的事務に従事し、司書補はそれを助ける。
22.	子どもの読書活動支援センター	市の読書活動推進のコーディネーターとして、平成24年7月に設置。図書館の機能として、家庭・地域・学校と図書館の連携を担う。愛称は「あっぴいぶっくる」。
23.	除籍	所在不明であったり、破損・汚損があつたり、不要となつた資料を原簿から削除すること。
24.	情報リテラシー	個人が目的を達するために適切に情報を活用することができる基礎的な知識や技能で、情報を探索し、評価し、使用する能力のこと。
25.	人生100年時代	リンダ・グラットン、アンドリュー・スコット共著『ライフシフト 100年時代の人生戦略』で提唱され、日本では平成29年度～30年度にかけて、政府の「人生100年時代構想会議」において、超長寿社会における経済・社会システムに関する議論が進められた。
26.	図書館協議会	図書館法第14条の規定に基づき地方公共団体が設置する図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ、意見を述べるため設けられる機関。
27.	全域サービス	自治体区域の住人に対しても均一な図書館サービスを提供すること。『市民の図書館』(1970年日本図書館協会)で当面の重要目標とされ、全国的に広まつた。
28.	組織化	図書館資料準備作業(間接サービス)の主要工程で、資料を主題別、排架順序別に区分する分類作業と、検索のための情報整理を行う目録作業に分かれる。
29.	装備	排架前に図書館資料を利用可能な状態に準備する一連の作業。登録印等の押印、請求記号等ラベルやバーコード、補強フィルム等の貼付作業などがある。
30.	多文化サービス	図書館の利用者集団の文化的多様性を反映させたサービス。対象としては、移民や移住労働者、先住民などの民族的・言語的・文化的マイノリティが挙げられる。
31.	対面朗読サービス	活字による読書が困難な人に、希望する図書館資料を音訳者が朗読するサービス。
32.	大活字本	弱視者(低視力者、高齢者など)にも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組み直した本。大活字図書、大活字版ともいう。
33.	宅配サービス	来館が困難な人々に対して郵送で図書館資料を提供するサービス。望ましい基準にも来館困難者への宅配サービスの実施が例示されている。
34.	中央教育審議会(中教審)	文部科学大臣の諮問に応じ、教育や学術、文化に関わる政策を審議して提言する機関で、文部科学省に置かれている多数の審議会のうち最高の位置を占める。
35.	読書パスポート	図書館の利用案内や調べ学習の仕方、読書記録、おはなし会などイベントの記録ができる手帳で、セカンドブックスタート事業として小学校1年生に配布。
36.	日本十進分類法(NDC)	図書分類法の一つ。三桁の数字を用いて図書を分類しようというものです。NDCは「Nippon Decimal Classification」の略。最新版は改訂第10版。
37.	日本目録規則(NCR)	日本図書館協会目録委員会が編纂した図書目録作製上の規則で、NCRは「Nippon Cataloging Rules」の略。最新版は改訂4版。
38.	複写サービス	著作権法第31条の範囲内の複製で、利用者の求めに応じ図書館資料の複写の便宜を提供する又は他館からの依頼によって複写物を送付すること。



## **第4次上尾市図書館サービス計画**

**令和8年 月**

発行 上尾市教育委員会

編集 上尾市教育委員会教育総務部図書館

〒362-0037 上尾市上町一丁目7番1号

TEL 048-773-8521

FAX 048-776-7330